

貸金庫規定改定のお知らせ

令和 7 年 1 0 月 2 4 日

令和 7 年 5 月 3 0 日、金融機関による貸金庫業務の適正化を図るため、金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正されました。

本改正には、マネー・ロンダリング等防止の実効性確保の観点が盛り込まれ、マネー・ロンダリング等のリスクが高い物品として「現金」が明示され、貸金庫に保管することが望ましくない旨が示されました。

これを受け、当組合では、以下の通り関連規定を改定いたします。改定後の規定は、以前からお取引をいただいているお客様に対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。

1. 改定の対象となる規定

貸金庫規定

2. 改定内容

(1) 主な改定内容

- ① 貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加
- ② 貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面等で申告いただくこと 等

(2) 改定後の規定

[> こちらをご参照ください。](#)

3. 改定日

令和 7 年 1 0 月 2 2 日

4. ご留意点

- (1) 現在、貸金庫内に現金を格納されているお客さまにおかれましては、今後、貸金庫をご利用の際に現金をお取り出しいただきますよう、お願いいたします。
- (2) 2. (1) ②に記載の書面「貸金庫借用に関する申告書」につきましては、本年の 1 1 月以降を目途に、お届けいただいている住所宛てに郵送させていただきますので、次回利用時にご持参いただくか、郵送で返信いただきますようお願いいたします。

規定改定に伴い、お手数をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上

【本件に関するお問合せ先】

協栄信用組合事務管理部

TEL : 0256-61-1506

FAX : 0256-61-1516

e-mail : jimukan@kyoei-shinkumi.jp